

事 務 連 絡
平成 31 年 1 月 11 日

各都道府県児童福祉主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

児童扶養手当受給者に対する公的年金等を受給する際に必要な
手続の説明について

児童扶養手当制度の円滑な実施については、日頃から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童扶養手当受給者が公的年金等を受給する場合については、公的年金調書の作成等による適切な事務をお願いしていますが、公的年金等が過去に遡って給付される場合や、受給者からの届出が遅れた場合に手当の返還が発生する事例が見受けられます。

こうした状況については、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）において、「日本年金機構から年金受給権者に対し児童扶養手当を受給している場合は児童扶養手当の返還が生じる可能性があることを周知することを含め、日本年金機構及び児童扶養手当の支給機関による周知活動の強化等について検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたところです。

このため、今般、手当と公的年金等との併給調整に係る受給者に向けた周知用の資料を別添のとおり作成しましたので、認定請求や現況届等の際に、請求者及び受給者に対して配布するとともに、内容に係る説明をお願いいたします。

また、引き続き下記通知に基づく事務について特段のご配慮をお願いするとともに、管内市町村（指定都市、中核市、特別区を含む。）に対しても周知をお願い致します。

（参照）

・「児童扶養手当における公的年金の受給状況の審査等について」（平成 26 年 11 月 28 日雇児福発 1128 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

・「公的年金給付又は遺族補償等の給付が行われる場合の児童扶養手当支給事務の取扱いについて」（平成 26 年 10 月 17 日雇児福発 1017 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

「児童扶養手当」と「公的年金等」の 両方を受給する場合は、手続きが必要です！

公的年金等を受給する場合の児童扶養手当について

児童扶養手当は、

公的年金等（*1）を受けられるときは、
手当額の全部又は一部を受給できません（*2）。

（*1）遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。

（*2）公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合は、
その差額分を児童扶養手当として支給します。

そのため、以下の手続きを必ず行ってください。

● 公的年金等を新たに受給する場合

→ 速やかにお住まいの市区町村にお問い合わせください。

必要な手続▶ お住まいの市区町村の児童扶養手当窓口にお越しいただき、
・ 公的年金給付等受給状況届
・ 公的年金給付等受給証明書（年金証書、年金決定通知書でも可）
等を提出してください。

● 公的年金等が過去に遡って給付される場合や、

公的年金を受給し、市区町村への手続きが遅れた場合

→ 過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合があります。
手続きは早めに行うようご注意ください。

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

（お問い合わせ先）